

平成25年第2回豊後高田市議会定例会会議録（第5号）

○議事日程〔第5号〕

平成25年6月27日（木曜日）午前11時0分開会

※開議宣告

- 日程第1 懲罰動議の件について
- 日程第2 第43号議案から第51号議案まで及び第1号報告から第4号報告まで
（委員長報告・委員長報告に対する質疑・討論・表決）
- 日程第3 第52号議案
（提案理由説明・質疑・討論・表決）
- 日程第4 第53号議案
（提案理由説明・質疑・討論・表決）
- 日程第5 第54号議案
（提案理由説明・質疑・討論・表決）
- 日程第6 第55号議案
（提案理由説明・質疑・討論・表決）
- 日程第7 第56号議案
（提案理由説明・質疑・討論・表決）
- 日程第8 意見書案第1号から意見書案第3号まで
（提案理由説明・質疑・討論・表決）
- 日程第9 選挙管理委員の選挙
- 日程第10 選挙管理委員補充員の選挙
- 日程第11 議会活性化特別委員会の設置及び委員選任（委員会付託）

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○出席議員（20名）

- | | |
|------|---------|
| 1 番 | 土 谷 信 也 |
| 2 番 | 近 藤 紀 男 |
| 3 番 | 成 重 博 文 |
| 4 番 | 安 達 隆 |
| 5 番 | 山 田 秀 夫 |
| 6 番 | 松 本 博 彰 |
| 7 番 | 中山田 健 晴 |
| 8 番 | 河 野 徳 久 |
| 9 番 | 明 石 光 子 |
| 10 番 | 土 谷 力 |
| 11 番 | 村 上 和 人 |
| 12 番 | 鴛 海 政 幸 |
| 13 番 | 安 東 正 洋 |
| 14 番 | 北 崎 安 行 |

- | | |
|------|---------|
| 15 番 | 川 原 直 記 |
| 16 番 | 河 野 正 春 |
| 17 番 | 山 本 博 文 |
| 18 番 | 菅 健 雄 |
| 19 番 | 徳 永 浄 |
| 20 番 | 大 石 忠 昭 |

○欠席議員（0名）

○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

- | | |
|-------|-----------|
| 事務局 長 | 清 水 栄 二 |
| 庶務係 長 | 次 郎 丸 浩 一 |
| 議事係 長 | 岩 本 力 |
| 主 任 | 西 田 巨 樹 |

○説明のため議場に出席した者の職氏名

- | | |
|---------------------|-----------|
| 市 長 | 永 松 博 文 |
| 副 市 長 | 鴛 海 豊 |
| 会計管理者兼市参事兼会計課長 | |
| | 安 東 良 介 |
| 市参事兼税務課長 | 甲 斐 智 光 |
| 市参事兼建設課長 | 筒 井 正 之 |
| 総務課 長 | 佐 藤 之 則 |
| 財政課 長 | 安 藤 隆 治 |
| 企画情報課 長 | 河 野 真 一 |
| 地域活力創造課 長 | 藤 重 深 雪 |
| 市民課 長 | 山 田 真 一 |
| 子育て・健康推進課 長 | 植 田 克 己 |
| ウェルネス推進課 長 | 伊 南 富 士 子 |
| 環境課 長 | 榎 本 久 光 |
| 商工観光課 長 | 安 田 祐 一 |
| 農林振興課 長 | 大 力 雅 昭 |
| 農地整備課 長 | 都 甲 賢 治 |
| 上下水道課 長 | 中 尾 勉 |
| 福祉事務所 長 | 川 口 達 也 |
| 地域総務二課 長兼水産・地域産業課 長 | |
| | 後 藤 三 利 |
| 消 防 長 | 後 藤 勲 |
| 総務課 課長補佐兼総務法規係 長 | |
| | 水 江 和 徳 |
| 総務課 広報担当官兼秘書広報係 長 | |
| | 都 甲 さおり |
| 総務課 人事給与係 長 | 丸 山 野 幸 政 |

6月27日

教育庁

教 育 長	河 野 潔
総 務 課 長	渡 邊 和 幸
学 校 教 育 課 長	小 川 匡

○議長（河野正春君） おはようございます。
開会前ですが、議員各位にお知らせします。
傍聴規則第8条ただし書きに基づき、本日の本会議中、テレビカメラ等の撮影の許可をしましたのでご了承願います。

○議長（河野正春君） これより、本日の会議を開きます。

○議長（河野正春君） 日程第1、懲罰動議の件についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、大石忠昭君の退場を求めます。

（20番大石忠昭君退場）

○議長（河野正春君） 提出者の説明を求めます。

4番、安達 隆君。

○4番（安達 隆君） 皆さん、おはようございます。

4番議席、政友クラブの安達でございます。

大石忠昭議員に対する懲罰動議、次の理由により、大石忠昭議員に懲罰を科されたいので、地方自治法第135条第2項及び会議規則第160条第1項の規定により、動議を提出します。

6月20日の一般質問の冒頭、20番、大石忠昭議員が、議長に議事進行を申し出て発言をいたしました。その内容は、19日に私が行った一般質問の内容に対する処分要求でした。一身上の弁明で虚偽の弁明を行った場合は、議会の品位を汚したことになります。議員個人の名誉及び立場を保障するために認められた弁明においては、事実のみが認められているからです。大石議員の発言の中で、事実を確認しないままに看板を頼みに行ったりか行かなかったということが、全く市民に誤解を与える軽率な発言であります。これ許されませんと発言されたと思います。

私は確認をとった上での発言であり、このことは私に対する侮辱行為であります。

ゆえをもつての懲罰動議の提出であります。

皆様方よろしくお願い申し上げます。

○議長（河野正春君） これより質疑に入ります。
質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野正春君） 質疑なしと認め、質疑を終

結いたします。

しばらく休憩をいたします。

午前11時3分 休憩

午前11時9分 再開

○議長（河野正春君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

大石忠昭君から、本件について一身上の弁明をしたいとの申し出がありました。

お諮りいたします。

これを許すことにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野正春君） ご異議なしと認めます。

よって、大石忠昭君の一身上の弁明を許すことに決定いたしました。

大石忠昭君の入場を許します。

（20番大石忠昭君入場）

○議長（河野正春君） 大石忠昭君に一身上の弁明を許します。

20番、大石忠昭君。

○20番（大石忠昭君） 日本共産党の大石忠昭でございます。

今、除斥をさせられて、事務局から、安達議員が、私に懲罰動議を提出した内容の理由書をここにもらいました。読ませてもらいましたが、私が20日の日の一般質問の冒頭に、議事進行で発言した内容の一部が、侮辱を与えたので懲罰に科したいということなのですが、私の発言は、懲罰に値するような発言はなかったと確信をしております。議員の皆さんの公平な慎重な審議をお願いして弁明といたします。

よろしくお願ひいたします。

○議長（河野正春君） 大石忠昭君の退場を求めます。

（20番大石忠昭君退場）

○議長（河野正春君） お諮りいたします。

懲罰の議決につきましては、会議規則第161条の規定により、委員会の付託を省略できないことになっています。

よって、「大石忠昭議員に対する懲罰の動議」については、7人の委員をもって構成する懲罰特別委員会を設置し、これに付託のうえ、審査終了まで閉会中の継続審査といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野正春君） ご異議なしと認めます。

よって、「大石忠昭議員に対する懲罰の動議」については、7人の委員をもって構成する懲罰特別委員会を設置し、これに付託の上、審査終了まで閉会中の継続審査とすることに決しました。

しばらく休憩します。

午前11時13分 休憩

午前11時13分 再開

○議長（河野正春君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま設置いたしました、懲罰特別委員会の委員選任については、委員会条例第7条の規定により、議長が会議に諮って指名することになっております。

指名の方法は、先例により正副議長及び正副議会運営委員長で協議し、議長が指名することにいたします。

協議のため、しばらく休憩いたします。

午前11時14分 休憩

午前11時23分 再開

○議長（河野正春君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

懲罰特別委員会委員を指名しますので、事務局長に発表させます。

事務局長、清水栄二君。

○事務局長（清水栄二君） それでは、懲罰特別委員会委員を発表します。

2番、近藤紀男議員、6番、松本博彰議員、7番、中山田健晴議員、12番、駕海政幸議員、14番、北崎安行議員、18番、菅 健雄議員、19番、徳永 浄議員。

以上であります。

○議長（河野正春君） お諮りいたします。

ただいまの諸君を懲罰特別委員会委員に指名することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野正春君） ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました諸君を、懲罰特別委員会委員に選任することに決しました。

懲罰特別委員会委員の方々には、休憩中に懲罰特別委員会を開いて、正副委員長の互選を行い、その結果を報告願います。

会場については、委員会室にてお願いいたします。

しばらく休憩いたします。

午前11時25分 休憩

午前11時34分 再開

○議長（河野正春君） 休憩前に引き続き会議を開

きます。

懲罰特別委員会の正副委員長の互選の結果について報告がありましたので、発表いたします。

委員長に、18番、菅 健雄君、副委員長に、12番、駕海政幸君。

以上のとおりであります。

大石忠昭君の入場を許します。

（20番大石忠昭君入場）

○議長（河野正春君） 日程第2、第43号議案から第51号議案まで及び第1号報告から第4号報告までを一括議題といたします。

これより委員長の報告を求めます。

総務委員長、中山田健晴君。

○総務委員長（中山田健晴君） 総務委員長報告を行います。

去る6月21日、総務委員会を開会し、本会議から付託されました議案4件及び報告3件の審査を終了いたしましたので、その結果を報告いたします。

第43号議案、平成25年度豊後高田市一般会計補正予算（第1号）のうち、本委員会に付託された部分ですが、歳入予算の内容については、国庫支出金、県支出金、地方債などで財源措置されており、補正額は、13億6,820万7,000円の増額で、補正後の予算総額は、132億1,987万6,000円となっています。

歳出予算の内容については、総務費では、定住促進を図るため、空き家の改修や住宅新築、転入のための引っ越し費用等を助成する「定住促進奨励事業費」、新庁舎の建設に向け、実施設計や駐車場の造成工事等を行う「新庁舎建設事業費」などが計上されています。

消防費では、防災研修会の実施や備蓄食料品の購入等により、地域防災力の向上を図る「地域防災力活性化向上対策事業費」、津波発生時に浸水が予想される地区に対して、防災研修会等を開催する「自主防災組織防災力強化事業費」などが計上されています。

審査の中で委員より、「いろいろな定住施策をしているが、問い合わせは、以前に比べて多いのか。」や、「集落実態ニーズ調査事業の詳細」などについての質疑や意見が出されました。

審査の結果、第43号議案のうち、本委員会に付託された部分については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第47号議案、平成25年度豊後高田市ケーブルネットワーク事業特別会計補正予算（第1号）ですが、

6月27日

歳入予算の内容については、国庫支出金、地方債等で財源措置されており、補正額は、420万5,000円の増額で、補正後の予算総額は、5億8,543万7,000円となっています。

歳出予算の内容については、真玉庁舎駐車場に設置している非常用発電機を、水害等の被害を避けるために屋上に移設する「地域公共ネットワーク等強靱化事業費」が計上されています。

審査の結果、第47号議案は、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第48号議案、豊後高田市税特別措置条例の一部改正については、半島振興法第17条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の一部改正に伴い、中小事業者に対する要件が緩和されたため、固定資産税の不均一課税等について所要の規定の整備を行うものでございます。

審査の結果、第48号議案は、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第49号議案、豊後高田市定住促進空き家活用住宅条例の一部改正については、本市への定住促進を図るため、定住希望者向け空き家活用住宅として、新たに「虹いろ住宅四番館」を設置するものでございます。

審査の結果、第49号議案は、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第1号報告、豊後高田市福祉事務所設置条例の一部改正については、福祉事務所が所管する「保育に関する事務」を子育て・健康推進課へ移管するのに伴い、早急に所用の規定の整理を行う必要が生じたため、平成25年3月29日に専決処分を行ったものです。

審査の結果、第1号報告については、報告の趣旨を認め、全員異議なく承認すべきものと決しました。

第2号報告、豊後高田市税条例の一部改正については、地方税法の一部改正に伴い、早急に所用の規定の整理を行う必要が生じたため、平成25年3月30日に専決処分を行ったものです。

審査の結果、第2号報告については、報告の趣旨を認め、全員異議なく承認すべきものと決しました。

第3号報告、豊後高田市税特別措置条例の一部改正については、過疎地域自立促進特別措置法第31条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適

用される場合等を定める省令等の一部改正に伴い、早急に所用の規定の整理を行う必要が生じたため、平成25年3月30日に専決処分を行ったものです。

審査の結果、第3号報告については、報告の趣旨を認め、全員異議なく承認すべきものと決しました。

以上で、総務委員会審査結果の報告を終わります。

○議長（河野正春君） 社会文教委員長、明石光子君。

○社会文教委員長（明石光子君） 社会文教委員長報告を行います。去る6月24日、社会文教委員会を開会し、本会議から付託されました議案2件と報告1件の審査を終了いたしましたので、その結果を報告いたします。

第43号議案、平成25年度豊後高田市一般会計補正予算（第1号）のうち、本委員会に付託された部分ですが、歳出予算の内容としては総務費では、防犯灯のLED化を行う自治会に対し、設置費用の一部を助成する「防犯・被害者支援対策費」などが計上されています。

民生費では、玉津プラチナ通りを高齢者が楽しいまちだけではなく、健康なまちづくりと連携し、歩いてみたくなる通りとするための環境整備を行う「中心市街地魅力向上事業費」、地域サロン活動の充実を支援するための「地域コミュニティ応援事業費」、子育てしながらでも働きやすい環境づくりを推進するため、企業の求人ニーズの意向調査等を行う「子育てしながら働きやすいまちづくり推進事業費」などが計上されています。

衛生費では、保健師等が各家庭を訪問し、生活習慣病予防の知識を普及啓発したり、がん検診・健康診査の受診勧奨を行う「がん検診等実施事業費」、家庭での減塩の普及啓発、ケーブルテレビ健康体操の充実を図る「健康増進事業費」、旧千部火葬場跡地を墓地として有効活用するため、その測量設計を行う「墓地整備事業費」などが計上されています。

教育費では、あいさつ運動の更なる広がりを目指す「さわやかあいさつ運動推進事業費」、香々地市民グラウンドの管理棟の撤去、トイレ等の整備を行う「既存施設改修整備事業費」、丘の公園スポーツ広場の設備工事等を行う「丘の公園改修事業費」などが計上されています。

審査の中で委員より、「防犯灯のLED化を行うことによる経費削減見込み」について質疑が出されました。

執行部からは、「LED化を進めた場合は、既存の

2,200灯を15年間で試算した場合、4,752万円の節電による経費削減が図れます。」という説明がありました。

そのほか「要保護児童管理システムの詳細と事業効果」、「男女共同参画計画の数値目標の設定」、「健康増進に向けての事業に対する費用対効果」、「保健師の増員による各支所への配置」、「旧千部火葬場跡地の今後の利用方法」、「丘の公園改修事業の工事内容」などについて、質疑や意見が出されました。

審査の結果、第43号議案のうち、本委員会に付託された部分については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第50号議案、豊後高田市子ども・子育て会議条例の制定については、子ども・子育て支援法の規定に基づき、子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進について、必要な事項の調査、審議等を行うため、子ども・子育て会議を設置するのに当たり、必要な事項を定めるものです。

審査の中で委員より、「子ども・子育て会議の委員の構成」などについて、質疑や意見が出されました。

審査の結果、第50号議案は、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第4号報告、豊後高田市国民健康保険税条例の一部改正については、地方自治法改正に伴い、早急に所用の規定の整理を行う必要が生じたため、平成25年3月30日に専決処分条例の改正をしたので報告があったものです。

改正の内容につきましては、国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行する場合においても従前と同様に、国民健康保険税の軽減を受けることができるように、軽減判定所得の算定の特例を恒久化するために所要の規定の整備を行うもの等です。

審査の中で委員より、改正したことによる影響者の人数と影響額について、質疑が出されました。

執行部からは、4月1日現在で特定世帯数が375世帯あり、そのうち特定継続世帯の対象世帯数が203世帯です。減額される金額は特例に係る平等割軽減額が139万5,625円です。」という説明がありました。

審査の結果、第4号報告については、報告の趣旨を認め、全員異議なく承認すべきものと決しました。

以上で、社会文教委員会審査結果の報告を終わります。

○議長（河野正春君） 産業建設委員長、鴛海政幸君。

○産業建設委員長（鴛海政幸君） 産業建設委員長報告をいたします。去る6月25日、産業建設委員会を開会し、本会議から付託されました議案5件の審査を終了いたしましたので、その結果を報告いたします。

第43号議案、平成25年度豊後高田市一般会計補正予算（第1号）のうち、本委員会に付託された部分でございますが、歳出予算の内容としては、農林水産業費では、新規就農者の研修期間中の家賃助成などにより、新規就農の促進を図る「新規就農支援事業費」、長崎鼻の植物油の搾油施設などを導入し、地域の活性化を支援する「地域活力づくり活動支援事業費」などが計上されております。

商工費では、宮町飲食店を中心とした組織の構築を行い、若者をターゲットにしたイベントの実施等を行う「宮町活性化誘客プラン確立事業費」、国東市と連携し、ロングトレイルコースの整備を行う「峯道ロングトレイルコース整備事業費」などが計上されております。

土木費では、犬田水崎線ほか道路改良工事を行う「過疎道路対策事業費」、新庁舎建設後の現庁舎の跡地利用にかかる測量設計を行う「都市再生整備計画関連分の社会資本整備総合交付金事業費」などが計上されております。

審査の中で委員より、「世界農業遺産推進事業の推進母体やその構成等について」また、「長崎鼻の搾油施設の今後の管理・運営に市は関知しないのか。」また、「活力アップ戦略的商店街活性化総合支援事業の実績」などについて、質疑や意見が出されました。

審査の結果、第43号議案のうち、本委員会に付託された部分については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第44号議案、平成25年度豊後高田市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）は、大村団地連絡管布設工事等にかかる「簡易水道統合整備事業費」などが計上されており、補正額は、5,447万円の増額で、補正後の予算総額は1億1,045万7,000円となっております。

審査の結果、第44号議案につきましては、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第45号議案、平成25年度豊後高田市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、汚水管渠築造、終末処理場の汚泥処理棟及び脱水機増設工事等にかかる「公共下水道整備補助事業費」などが計上され

6月27日

ており、補正額は、1億6,360万円の増額で、補正後の予算総額は8億7,044万8,000円となっております。

審査の結果、第45号議案につきましては、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第46号議案、平成25年度豊後高田市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、真玉・香々地処理区全体の長寿命化計画策定委託料などにかかる「特定環境保全公共下水道整備補助事業費」が計上されており、補正額は、1,259万5,000円の増額で、補正後の予算総額は2億5,171万1,000円となっております。

審査の結果、第46号議案につきましては、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第51号議案、豊後高田市工場等立地促進条例の一部改正については、半島振興法第17条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の一部改正に伴い、中小事業者に対する要件が緩和されたため、適用工場等の指定について所要の規定の整備を行うものでございます。

審査の結果、第51号議案につきましては、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、産業建設委員会審査結果の報告を終わります。

○議長（河野正春君） 以上で、委員長の報告を終わります。

これより、ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野正春君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野正春君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

ただいまから採決に入ります。

お諮りいたします。

第43号議案から第51号議案まで及び第1号報告から第4号報告までは、委員長の報告のとおり、決することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野正春君） ご異議なしと認めます。

よって、第43号議案から第51号議案まで及び第1号報告から第4号報告までは、委員長の報告のとおり決定をいたしました。

しばらく休憩いたします。

午前11時59分 休憩

午前11時59分 再開

○議長（河野正春君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（河野正春君） 日程第3、第52号議案を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市長、永松博文君。

○市長（永松博文君） 提案理由のご説明を申し上げます。

第52号議案は、副市長の選任についてございまして、本年6月30日をもって任期が満了する副市長に、鴛海 豊氏を再任いたしたいので、同意を求めるところでございます。

何とぞ慎重審議の上、御協賛賜りますようお願い申し上げます。

○議長（河野正春君） お諮りいたします。

本案については、委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野正春君） ご異議なしと認めます。

よって、第52号議案については、委員会の付託を省略することに決しました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野正春君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野正春君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、第52号議案を採決いたします。

本案は、これに同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野正春君） ご異議なしと認めます。

よって、第52号議案については、これに同意することに決しました。

しばらく休憩します。

午後0時1分 休憩

午後0時2分 再開

○議長（河野正春君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

副市長、鴛海 豊君より、発言を求められておりますので、これを許します。

鴛海 豊君。

○副市長（鴛海 豊君） 発言のお許しをいただきましたので、一言お礼のご挨拶を申し上げます。

ただいま、私の副市長再任のご同意をいただきまして、まことにありがとうございました。

心からお礼を申し上げますとともに、身に余る光栄と感謝を申し上げる次第でございます。

もとより浅学非才、微力ではございますが、初心に返り職員や管理職員の協力を得ながら、永松市長の補佐役として市政の方針であります、「夢をかたちに、未来に光り続けるまち 豊後高田」の実現に向かって、全力を傾注してまいり覚悟でございます。

どうか議員の皆様方におかれましては、これまでと同様、温かいご支援とご協力のほどよろしくお願いを申し上げます、簡単ではございますが、私からの挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

（拍手）

○議長（河野正春君） しばらく休憩します。

午後1時より再開をいたします。

午後0時4分 休憩

午後1時0分 再開

○議長（河野正春君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（河野正春君） 日程第4、第53号議案を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市長、永松博文君。

○市長（永松博文君） 提案理由のご説明を申し上げます。

第53号議案は、教育委員会委員の任命についてでございます。本年7月1日をもって任期が満了する教育委員会委員に、高井郁朗氏と大嶽由美子氏を任命いたしたいので、同意を求めます。

何とぞ慎重審議の上、御協賛賜りますようお願い申し上げます。

○議長（河野正春君） お諮りいたします。

本案については、委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野正春君） ご異議なしと認めます。

よって、第53号議案については、委員会の付託を省略することに決しました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野正春君） これにて、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野正春君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、第53号議案を採決いたします。

本提案中、高井郁朗氏を教育委員会委員の任命に同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野正春君） ご異議なしと認めます。

よって、高井郁朗氏を教育委員会委員の任命に同意することに決しました。

次に、お諮りいたします。

本提案中、大嶽由美子氏を教育委員会委員の任命に同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野正春君） ご異議なしと認めます。

よって、大嶽由美子氏を教育委員会委員の任命に同意することに決しました。

○議長（河野正春君） 日程第5、第54号議案を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市長、永松博文君。

○市長（永松博文君） 提案理由のご説明を申し上げます。

第54号議案は、公平委員会委員の選任についてでございます。本年6月30日をもって任期が満了する公平委員会委員に、佐藤ひとみ氏を選任いたしたいので、同意を求めます。

何とぞ慎重審議の上、御協賛賜りますようお願い申し上げます。

○議長（河野正春君） お諮りいたします。

本案については、委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

6月27日

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(河野正春君) ご異議なしと認めます。
よって、第54号議案については、委員会の付託を省略することに決しました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(河野正春君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(河野正春君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、第54号議案を採決いたします。

本案は、これに同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(河野正春君) ご異議なしと認めます。

よって、第54号議案については、これに同意することに決しました。

しばらく休憩します。

午後1時4分 休憩

午後1時4分 再開

○議長(河野正春君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長(河野正春君) 日程第6、第55号議案を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市長、永松博文君。

○市長(永松博文君) 提案理由のご説明を申し上げます。

第55号議案は、固定資産評価員の選任についてでございます。固定資産評価員に、税務課長の甲斐智光氏を選任いたしたいので、同意を求めるところでございます。

何とぞ慎重審議の上、御協賛賜りますようお願い申し上げます。

○議長(河野正春君) お諮りいたします。

本案については、委員会の付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(河野正春君) ご異議なしと認めます。

よって、第55号議案については、委員会の付託を省略することに決しました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(河野正春君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(河野正春君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、第55号議案を採決いたします。

本案は、これに同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(河野正春君) ご異議なしと認めます。

よって、第55号議案については、これに同意することに決しました。

しばらく休憩します。

午後1時6分 休憩

午後1時7分 再開

○議長(河野正春君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長(河野正春君) 日程第7、第56議案を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市長、永松博文君。

○市長(永松博文君) 提案理由のご説明を申し上げます。

第56号議案は、豊後高田市常勤特別職の職員、豊後高田市教育委員会教育長及び豊後高田市職員の給与の臨時特例に関する条例の制定についてでございます。本議案を追加提案させていただいた経過につきまして、ご説明申し上げます。

国におきましては、国家公務員の給与について平均7.8%の減額措置が決定され、本年1月、地方においても国に準じて取り組むよう、総務大臣より要請が行われました。

さらに、地方公務員給与の原資となる平成25年度地方交付税の減額が決定されたところでございます。

本市は、これまで、職員給与も含め、定数の削減等、国に先がけて、自主的に行財政改革を進めてきました。こうした経過の中で、地方交付税を減額し、他方で地方自治体の職員の給与について、国に準じて減額要請を行うことは、実質的な国の強制であり、

極めて遺憾に思っています。

これに対しまして、全国市長会を通じて撤回を要求するとともに、大分県市長会で緊急アピール等によって、国に対して抗議をしたところでございます。

しかしながら、現実の問題として、交付税減額が決定した以上、交付税依存度の高い財政基盤の脆弱な本市といたしましては、市民サービスに影響の出ないよう具体的な措置を講じなければなりません。そのため、職員の給与減額について提案をさせていただくものでございます。

それでは、議案の内容につきまして、ご説明申し上げます。

本年7月1日から、一般職職員に対しまして、給与減額措置を行うため、その内容を考慮し、市長につきましては20%の減額、副市長につきましては15%の減額、教育長につきましては10%の減額を行い、一般職職員につきましては、職級区分に応じ、7.35%から2.75%、給料を減額するとともに、管理職手当を7%減額するものでございます。

国が地方交付税を手段に使い、職員給与の減額を強制したことについて、二度とこのようなことのないよう、今後、大分県市長会、全国市長会を通じて強く要請していきたいと考えています。

何とぞ慎重審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げます。

提案理由は以上でございますが、私から、口頭で補足説明をさせていただきます。

この給与減額措置は、職員に対する提案そのものが、私にとっては苦渋の決断でありました。そうせざるを得なかった。国のやり方に対し、強い怒りを感じております。しかし、現在まで全国の都道府県、市町村の多くが苦渋の思いで、国の要請どおり7月1日から減額措置を決定する中、それぞれの自治体から総務省に対し、今回の国の要請に従わなかった自治体には、ペナルティーをかけるべきだとの声が上がっているようであります。これは地方からの声であります。苦渋の思いで7月に実施を決定した自治体の声としては当然のことと思います。そして、大分県も6月の18日に労使で減額が妥結されました。我々、市町村は当然どうするのかということになります。こうした中、私は、今回、一番重要視したのは、国の要請を受け入れ7月1日の実施を行い、予想される国のペナルティーを避けることと、現在、減額は決定されている地方交付税を市の職員の給与等で対応し、市にできるだけ迷惑をかけないことと

いうことであります。それは本市が、国の交付税に依存している市であるからであります。今回の職員給与減額要請に伴い、本市は約1億300万円の地方交付税が減額されることが見込まれています。そのため、何としましても、国の言う7月1日から実施しなければならないと思った次第でございます。

全員交渉を含め、行われました職員組合との交渉におきましては、私も本当に申しわけないということで、ただただ職員にお願いさせていただきまして、何とかお互いに理解できる場所はないか。議論を重ね、とりあえず7月1日から実施するというところだけ理解をしていただき、条例案を提案させていただきました。なお、今回の減額措置自体が異例のことでありましたので、組合との交渉期間中に管理職職員等にも、今回の提案に至った私の思い、できるだけ市に迷惑をかけまいということの説明させていただきました。今回、こうして正式に国の要請に対応した減額措置に関する条例を提案した自治体は、県内の市では、現在のところ本市だけあります。職員にも無理なお願いをさせていただきました。そのため今回の条例では、減額措置の期間について、基本は来年の3月31日までということの中で、場合によっては、短縮させていただきたいとの思いで提案をさせていただいております。

私は、今後、県内の市の中で、本市の職員のみが不利益なことを受けることのないように、措置をしたいと思っております。

どうか議員各位におかれましては、このことをご理解をお願いする次第でございます。

どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（河野正春君） お諮りいたします。

本案については、委員会の付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野正春君） ご異議なしと認めます。

よって、第56号議案については、委員会の付託を省略することに決しました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

20番、大石忠昭君。

○20番（大石忠昭君） 日本共産党の大石であります。

56号議案に質疑をしたいと思っております。

今、市長から提案理由説明があり、原稿を議員に配布している以外についても、いろいろと説明があ

りました。

それで、まず、第1の質問は、市長も苦渋の思いで減額を職員に協力を求めていることなのですから、こういうことが予想されるということで、私は、ことしの3月の定例議会で、この問題を取り上げました。そのとき、市長は、もう基本的にはこういうことは反対なんだという意思表示がありました。私はそれは評価しますと、評価しました。しかし、今の理由を聞いておりましたら、もう国がやるんだから、それに従わなかったらペナルティーがかかる、地方交付税が減額されると市民が困るからというのが大きな理由のようですけども、問題は、地方6団体においても、この今回の国の措置については、それぞれやっぱり抗議をしております。市長も、先ほど、説明があったようにですね、当然のことなのです。国家公務員が7.8%下げたから、それに準じて地方公務員も下げろなんていうね、強制することそのものが大問題ですよ。ペナルティーをかけるとは何事かと、地方6団体が抗議するのが当たり前なんです。聞きたいのはね、市長が苦渋の思いで、大分県の18市町の中でね、高田だけが、まず真っ先に職員の給料を減らそうなんてことはね、これでよく私は市の職員組合が認めたと思ってね、それでよいのかなと思うのですよ。それでね、それだけあなたが課長会を集めて、課長の管理職手当も7%減らそうやと、俺も20%減らすんじゃないから、それで何とか職員に協力を申し上げるといふ、そういう熱意があるんならね、大分県の市長会を動かす、全国市長会を動かして、国に向けてね、何で先取りをして、地方交付税をその分だけ削減するなんちゅうことはとんでもないことじゃないかと、その抗議行動の先頭になってね、ペナルティーかけるなというね、やっぱり先頭に立って実績をあげるべきじゃなかったんですか。職員に無理を言うよりも、私も一般質問で言ったように、国に向けて文句を言える、市民のことを守るならね、そんなことをね、何で国が押しつけるのかと、我々は職員の定数減もやっているよと、行財政改革も国から言われなくても進んでやってきたよと、それなのに、さらに下げようなんて、要らん世話だというのを先頭に立ってやってですね、今、自公政権なんですけど、これはもともと民主党政権時代にこういうことを方針化したんですけどもね、やっぱり国の政治を動かす先頭に立てばね、永松市長は大したもんだということになりますよ。それを、あなたの政治力を、このペナルティーをかけるなど

ね、そんなことを強制するなど、地方公務員の給料を下げるなんて強制するなどということを、あなたの言葉でどこかで力を発揮したことがあったのかどうかを聞きたいです。

それから、労使間で決まることなのですけども、豊後高田の職員組合とは何回、延べ時間どれぐらいかけてですね、その中で、特に、市長、それじゃ困るという労働組合からの批判的意見ね、我々労働者の生活も考えてくれというような、特徴的なことはどういうことがあったのかね、それを明らかにしてください。

それから、次がね、1億300万円の交付税の減額が決まっているということなのですが、その内訳はどういう内訳なのかね、これは職員の給与プラス一時金も出てきておりますが、どういう内訳なのかね。

次の質問は、今回この説明書の中で、それぞれ少ないところは2.75から7.35までね、職種別で減額率が違うんですけども、それぞれ別にしたら、対象が何人で減額の総額が幾らで、職員一人当たりのどれだけの減額になるのか、それぞれ別に出していただく。それで職員全体で何人で総額で幾らで、平均でいうたら、職員一人当たりでどれだけの減額になるんだという数字ね、それから、市長、副市長、教育長についても、これまで確かに3月末までは減額しておったんだけどね、もう今は減額してないですね。だから、これを今度また新たにしようということなんだけど、これにおいて、それぞれお三人の方でどれだけの減額になるのかね、説明してもらいたいと思います。

それから、もう一つの質問は、これは職員のやっぱり家庭において、今後、生活していく上で大きな打撃になると思うのですけれども、職員のみならずね、やっぱり高田の地域経済に与える影響も大きいと思うのです。内需が冷え込めばそれだけ消費は伸びないということになるでしょう。さらには民間で働く労働者の賃金にもまた影響を及ぼすおそれもありますが、今回の市長が大分県の中で豊後高田市だけ職員に無理を言うてやってもらうことになったんだと、そのことによって、結果的に高田に及ぼす経済的な影響はどのように考えているのか、明らかにしてもらいたいと思います。

以上であります。

○議長（河野正春君） 市長、永松博文君。

○市長（永松博文君） 大石議員からのご質問について、私は、どういうふうにしたかという話でござ

います。2万4,000人の市長であります。そして、また、全国各市長がおり、そして、また、その団体団体で、市長会で、大分県は大分県の市長会で要望し、九州は九州の市長会で要望し、そして、また、全国市長会で要望する。これが一つの筋であります。この私がどういうふうな力があるか、これは市長会として団結していくということと、それと同時に、知事会もやはりそういうことなんであります。そういうことの中で、私は市長会のみんなと一緒にあってそういう要望をしてきたと。直接に私が総理大臣に言えるはずもありませんし、それは我々の代表である市長会の会長、副会長もありましょうし、そういう方々がやっているわけです。そして、我々は、そういうことの中で市長会がしているという、そういうことでありますので、私どもとしては、何とかしてこれを避けたい。これはどこの市町村長、知事も同じことをずっと繰り返してきてきた結果であると思っております。

それから、豊後高田市だけというのは、7月1日からというのは、その結論の中で、姫島村がやると聞いておりますけれども、あと、多分、各市町村もするんだと思っております。そういうことで、先ほども議員の皆さん方に、この苦渋の選択を職員と一緒にしたんで、よろしくお願ひしますと、そういう話をしているので、だから、私は、今お願ひしたのは、これくらい市のできるだけ市に損害をかけまいと、そういうことでやったんで、他市がもしなければ、そのときはよろしくお願ひしますと、そういうお願ひを今言ったわけでありまして。そういうもので、うちの職員、他市に比べて本当に仕事もやっているし、うちの職員に他市よりも悪い条件を呑ませるということはしたくないと、ただ、現在の中で7月1日にすればペナルティーの可能性が少なくなると、だから、とりあえず、そのペナルティーの可能性を少なくしようと、そういうことでありまして、全国でありましょうけど、やはり私が考えるのは県内市町村とどう均衡をとるか、私は、今まで給与を上げるのも他市町村と比較してとずっと言っていましたので、それはこういうときも、そういうことにさせていただきたい、そう思う次第でございます。あとにつきましては、担当課長のほうからさせます。

以上です。

○議長（河野正春君） 財政課長、安藤隆治君。

○財政課長（安藤隆治君） それでは、大石議員の質問のうち、先ほど、示しました、1億300万円の内

訳はどんな内訳かということでありまして、一応、総務省のほうから示された試算を行いまして、内容につきましては、議員さんご承知のとおり、交付税をはじく中で、そのまちの人口とか面積とか規模に応じてですね、どれくらいの全体の経費に係るという基準財政需要額というのがあります。その中に、いろんな経費がありますけれども、その中に当然、人件費が入っております、その人件費を、要は単価ですね、その単価をマイナス7.8%としたときの計算をし直した結果が1億300万円というふうになります。

以上であります。

○議長（河野正春君） 総務課長、佐藤之則君。

○総務課長（佐藤之則君） 大石議員のご質問にお答えいたします。

まず、組合との交渉でございます。交渉としては3回でございます。時間にしてですね、十二、三時間というところだと思います。ただし、これとは別に事務折衝が大変たくさんございますけれども、こちらについては時間ははっきりいたしません。

それから、特徴的な組合からの意見でありますけれども、やはり市長の考え方と一緒にですね、国のやり方がおかしいと、こういうことを地方に押しつけてくるのは、やっぱり解せないということが強く話として出ました。

それから、実際に給料が削減されるということでですね、生活給としては大変厳しいんだということ、やっぱり訴えられたところでありまして。

それから、それぞれ職員の削減に対するそれぞれごとの人数と金額でありますけれども、これは級別になっております。1級が24人、月平均減額です。月平均で引かれる額ですね、それが約4,500円であります。それから2級が20人でございます。これが月平均減額が約7,900円、3級につきましては107名、月平均減額が約1万7,000円です。それから4級でございますけど88名、約2万700円の減額でございます。それから5級が20名でございます。減額が約2万2,800円でございます。それから6級が27名、平均で2万3,900円でございます。それから7級が29名、平均で3万2,000円でございます。

給与のほうからの減額の合計が約5,360万円、それから職員全体の月平均減額が約1万8,900円でございます。

それから特別職、三役の減額の見込み額ですけれども、合計で約284万8,000円でございます。

6月27日

それから、結果的に地域に与える経済的影響というところでございますけれども、これは数字的にはもうわかりませんが、影響は多少あるんじゃないかなというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（河野正春君） 20番、大石忠昭君。

○20番（大石忠昭君） もう一度、質疑をしますが、市長の今の答弁でね、ちょっと私はよく理解できなかったんです。大分県市長会や九州市長会、全国市長会が、国に向かって働きかけたというのは、それはわかるんですよ。それは一般論なんです。あなたが豊後高田市長としてです、そんなに大分県でまだよその市町村ではね、7月1日実施でまだ組合と交渉してないところもあるし、もうそれはやらないというところもありますね、私どもが調べていますから。なのに大分県に先駆けて、もう国の言うとおりにいたしますというのは、大分県で豊後高田だけでしょ。7月からやろうとしているのは。そのためには職員に頭を下げないかとね、課長も協力しようかと特別に課長を集めて、おまえたちの課長手当も7%を切るんやから協力しようかと、特別なことをやらざるを得なかったんでしょう。それで職員に、俺たちも切るんだから協力してくれよということになったわけです。それぐらいね、職員に協力を求めるんならば、永松市長が大分県を動かすと、そんならしいことじゃつまるかと国に乗り込んでやるぐらいなね、何らかのやっぱり永松市長としての力量を出したんですかということを知りたいので、今の話じゃ全然そういうような力量を出してないということですか。例えば、発言にしないでいいですよ、大分県の市長会においても、私は挙手して発言したんやと、そういう話も何もないでしょう。会長や副会長やらやったのことでやりますという程度であってね、けど永松市長、何の動きをしてないとか聞かえなかったんです。本当にそうなんです。それではね、ちょっと職員に頭下げる前に、俺も国に向けてね、職員組合との交渉の中でも、一番出たのが国のやり方はおかしいというのが職員の声でしょう。新聞報道、テレビの報道を見てもね、全部国のやり方がけしからんということが本筋じゃないんですか。その先頭に市長がなぜ立たなかったのかということを知りたいんです。一般論を聞いているんじゃないんですよ。そこまでやったんやけども手がつかんかったんやと、だから、こうなったらペナルティーかけられるよりは、もう

7月から協力してくれやという話なのかね、ペナルティーをかけることがけしからんという先頭に立たないかと思うんですよ。けしからん話でしょう。今からでもペナルティーをかけるなという先頭に立つ意思はありませんか。それが大きな一つ。

それから、二つ目の問題でね、市長は、7月1日からこの減額に協力してもらったけれども、その分は職員に何とかせないかんのやというニュアンスの発言がありましたね。それはまた大事なことで、具体的にどういう、私たち市民が聞いてわかるようにね、職員の給料はこれだけ減らすだけでも、1億300万円減らすんじゃないんですよ、そうでしょう。今、総務課長が述べた数字なんです、5,552万円減らすんですよ。だけでも職員には特別何らかしてあげるんじゃないから、まあ市長の顔を立てて協力してくれんかいという、言うことなんやひらくちで言うたらね。そんならば、市民の前に高田が大分県で一番先に減額7月からやるんやが、どういように見返りを考えているのですか明らかにしてください。これは大事な問題なんです。

それから、もう一つは、今度これが表に出たら、議員は何しようかということになるんですよ。市長も下げた、副市長も教育長も減額したのに、議員はなんちゅうことかということになるからね、その議員の引き下げ問題については、これは議長と市長が協議して、議員はもう当たり前ということになったのか協議してないのかね、その辺を市民の前に明らかにしてください。

市長が職員に協力を、苦渋の選択で求めた以上は、議会にも求めるということも要るんじゃないですか。議長は断ったわけじゃないんですよ。その辺も市民にどうなったのか明らかにしてください。

それから、もう一つは、やっぱり交渉の中で出たと、こんだだけ減額されたら独身じゃないんですよ、独身の方も給料は安いけれどもね、安いなら安い中に下げられても困るし、市長は人口3万人を目指して、できたら子供をふやしてくれと。子供をもう一人産もうかといってもね、やっぱりこれだけ給料が下がればね、子供を産み育てるちゅうのは大変なことなんです。だから何よりもやっぱり給料を保障しちゃうと、給料を下げることはもう大問題ですよ。そして、その上、来年4月から消費税がまた増額されるといのは、もうとんでもないことでしょう。アベノミクスによっていろいろ3本の矢とか言いよるけれどもね、もう次から次へと庶民に対しては負

担増が狙われているでしょう。もう踏んだり蹴ったりですよ。だから市長のできることというのは、給料を下げることじゃないんですよ、あなたがおっしゃるように、職員の皆さんは本当に働いてくれているからね、市民からそんだけ働いてくれりゃ下げることはないと言われるぐらいね、働いとるんだから、下げることないじゃないですか。だから、これはそれだけ消費が減ることになりますよ、内需が拡大して懐がふえてこそ、いろいろ市内で金が落ちるんであって、ましてや民間労働者もね、職員が給料を下げたんだから俺ところもちょっと下げると言われたら、また民間労働者に対してもね、生活が圧迫されることにつながっていくんじゃないんですか。私は地方公務員に対するバッシングそのものがね、けしからんと思うんですよ。皆さん、市長以下の我々議員もそうですよ、誇りを持って市民のためにね、やっぱり公務員として特別公務員として頑張るべきだと思いますよ。その点で、私は一番問題なのは国なんだから、国がそんなことで交付税を1億300万円も下げてきたことが問題なんだからね、市長も議会も一体となってね、国のその悪政を変えると、そのことのほうがもっと大事じゃないんですか、そのことをこの給料を下げることに議員お願いしますじゃなくて、国に向かって働きかけに議員にお願いしますというように、市長はそういう態度を貫くべきじゃないんですか。もう一回お尋ねいたします。

○議長（河野正春君） 市長、永松博文君。

○市長（永松博文君） 大石議員の私の働きかけの問題でありますけれども、議員の皆さん、ぜひ聞いていただきたいんですけれども、市長会として、みんなでやるというそういう方法、議会においては、議長会ということになると思いますけれども、そういう方法でやるということしかないわけがあります。それは皆さん考えていただきたい。そこ辺のものの中で、どの市町村長も、その声をそういう会によってしていくと。それが我々の組織であります。多分、議長会も同じだと、そういうものの中でやっていく。大石議員の党はそうでないかもしれませんが。そこ辺のものは、ただ、組織として、組織としてすればそういうことでもあります。

それから、ペナルティーをかけるなどというのは、これはもうそういうものをしていかなきゃならんと思いますけれども、現に私が言っているのは、何も好きで7月にやっているんじゃないという、そこ辺のものを、議員、皆さん方はよくご理解をしていた

だきたい。誰が自分の職員の給料を下げるのに、そこ辺で、だから皆さんにお願いしているのは、その終期を、終わるときを現実には3月31日と言っているけれども、よそがやらなければ、そこ辺のものを早く切り上げると、そういうようなものでやらせていただくということをお願いしているわけでありまして。だから何も好きで職員も私も好きでやっているわけじゃない。いかにして市にできるだけ損害を与えようにしようと、だから、今、私もこの7月1日を考えなくてしたほうが、私も楽です。それは職員から、なぜ一番かと、一番じゃないんだと、7月1日にすることに今のところは意義があるんだと、だから我慢してもらいたい。そういうことで、豊後高田は一番にして何か市長は一番にするという、何かと言えば一番じゃないんですよ、7月1日ということを目標にたまたま大分県内では、大分県と、大分県は7月1日と言っているわけですから、もうきちっといくわけです。それと大分市がそのものではないけれども、大分市も7月1日から削減すると、新聞を見てご存じのとおりであります。そして話を聞くのに姫島村がするというふうに聞いている。きょうが議会ですので、だからそういうことでもあります。そういうことで、私そのものも何遍も言っていますように、苦渋の選択の中でできるだけ市に迷惑はかけまいという、そういう中で今やっている。だから、それについて他市がもう全くしなければ、多分、全くしないということはあり得んだろうと思うんです。これはこういうふうに、もううちだけ削減されたわけではなく全部されているわけですから、そして、するよというということも要請も受けているわけですから、それをしない市町村はひょっとしたらあるかもしれませんが。あるかもしれんが、ほとんどの市町村はせざるを得ない状況であると。その中で、今言いましたように、できることならペナルティーをからんように、まずしようやということで職員と協議をし、それはもう随分の、職員も、喜んで受けるはずはない。正論の議論をし、そして、とりあえず、まず市にできるだけ損害を与えないような格好をして、よその出方を見ると。そういうことで、私は、今こういうふうに提案理由以外にもそういうことで皆さんにお願いしたわけでありまして。どうか、この私の気持ち、そして、また、職員の気持ちを察していただいて、この条例を通していただきたいと、そう思う次第でございます。

以上でございます。

○議長(河野正春君) ほかに質疑はありませんか。

別に答弁はないようですので(発言する者あり)議会についてですか。(発言する者あり)市長の最初の答弁で理解できると思うんですが、どうでしょうか。(発言する者あり)

市長、永松博文君。

○市長(永松博文君) 議会に対してはという話でありましたけれども、これは議会の中で決めることだと思っておりましたので、議会とはそういう話はしていません。そういうものの中で、県議会もそういうことの中でしたような感じもしますが、それは私どもとしては、私どもの範疇の中でということです。

それから、先ほども言いましたけれども、だから、よそがしなければ早くやめさせてほしいという、それがやはり、その様子を見ながらするという、そういうことであります。それが大きな条件であるという、うなずいておられる方もいらっしゃると思いますので、そういうことであります。

以上です。

○議長(河野正春君) 20番、大石忠昭君。

○20番(大石忠昭君) 最初の質問をね、何か私が質問したほうがおかしいかのような答弁しかしてないんですよ、議長会でも、あんたところの党では何かと、そんな要らん世話じゃわな、そうでなくてね、それは同じ大分県の市長会においてもね、発案者が永松市長であってもいいわけでしょう。例えば、私も名前を出しませんけど、いい話で名前を出していいんですけどね、例えば、子供の医療費の窓口無料化を実現するために、ある課長は、担当者会議で堂々と発言しましたよ。私はよその課長から聞きました。とうとう大分や別府はこれ反対したんですよ、最終的にはね。同じ県の医療制度でありながら、母子家庭とか重度身体障害者についてはまだできなかったんだけどね、子供だけできたんですよ、これ高田の課長の奮闘が大きかったんですよ。そういう話をしているんですよ、市長会においても、そんなこっちゃねえ、こういう形で抗議しようやと、ただ会長が行くだけでねえで、14の市長がそろってみんな行こうやとかいうんだってもね、働きなんだよ。永松市長がどげな働きしてんかということ、私は何にもしていませんという答弁じゃけい、本当なんですかちゅうのが、私はそんなことでいいんですかちゅうことを言いきる市長にならんとおかしいんじゃない

んですかと、大きい問題ですよ、一般質問で述べたけれども。職員に無理を言うならね、職員の組合交渉の中でも、国がおかしいちゅうわけですよ。こんなに減したら生活が困るちゅうわけでしょう。これが本当ですよ。だから、その先頭に立って国に向かってね、そんなことを強要するなど、ペナルティーかけるちゃあ何事かと先頭立つべきじゃないんですかという質問なんですよ。それなのに市長会がやるこっちゃ、九州じゃ全国がやるこっちゃ、俺は力ねえんじゃちゅうんことと一緒にやわな、そうでしょう。それでいいんですかちゅうわけよ。

議員の皆さん何とかお願いしますと、職員の皆さん何とかお願いしますと言うんならば、もっと国に向けてね、ペナルティー、今で言うたらペナルティーかけるなど、そんな方針を撤回しろという先頭に立つべきだと思いますよ、そう思いませんか、市長。私の質問が間違いですか、あんたが力量がないならなくてもそりゃいいけれどもね、そういう努力を最大限すべきじゃないんですか。私なんかは、毎年、県で予算交渉でも、そりゃ相当、私がリードしていますよ。県の職員に聞いたらわかるけれども。そういう役割を果たしてもらいたいということを私は、果たしているんじゃないかと思ったからね、私はわからんから聞いているんですよ。どうも今の答弁では、そんな無理言いなさんなど、そりゃ会長以下、組織で決めることやと、組織を動かすためにはどこかの市長がものを言わんで動くわけじゃないでしょうが。それに答えられれば答える、答えがないなら、私の市長の力、永松市長の力は微々たるものですよということのかな、そういうことじゃないと思うから私は聞いているんですよ。

それからね、二つ目の問題で、私は労働組合の幹部の皆さんと話してないけど、こういう問題を労働組合でも大分県統一してね、こういう形で妥協の時点では歩調を合わせることはできなかったのが残念なんですよね。市長についても同じですよ、もうここでやっぱりということならんで、高田だけがやったらね、普通やったら何え、あんたところが裏切ったんじゃないかと言われてもしょうがない問題でしょう。ほんな高田はペナルティーかけんかったけど、あとのところはかけられたということになるんかと、そんなことがあってはならないんですよ。みんな挙げてね、それは1カ月、2カ月実施がおくれたからといってペナルティーをかけるんがおかしいという闘いもやらないかんのにね、高田が先にやった、高

田はもう損害を与えてないんだと、そのために職員に協力してくれちゅうわけじゃわな、それはおかしいですよ。こういう国との闘いという問題は、労働組合も全国一緒になってやらないかんし、市町村長も同じ問題だと思いますがね。そういう地方6団体であれだけの抗議文を出してやった。大分県の市長会でもやったということになったら、そういう経過を踏まえたらね、国の言い分をこれはもう答えなしようがねえというときでもね、やっぱり歩調をなまかた合わせんとおかしいんじゃないんですか。これやったらね、豊後高田市、14市段階では豊後高田市長が最初に屈服して、苦渋の選択でとにかく俺も切るんじゃないけん、職員も協力してくれと、いわゆる国の政治に屈服した、それは第1号じゃないですか、あなたが。そういうことにならないですか。もう非常に私は残念ですね。そういうことの一番になることはないと思うんです。そして、よそもやらなかったら、わし方は3月末まででねえで早う切りあげりゃいいんじゃないと、そんなばかげたことがどこにありますか。そんなことで。なら最後まで抵抗すべきですよ。そうじゃないんですか、保障はしてやるべきじゃないんですか。もう一回、市長、見解を述べてください。

それからね、高田市民に与える影響を、市長そりゃ一般的には国が何ち言いよるかいったらね、国家公務員に比べて地方公務員のほうが給料高いからな、下げるのは当たり前じゃないかとか言うわけよ、要らん世話じゃ。そうでしょう。そしたらね、職員が下げたんじゃから議員が下げんのが何かと、こうなりますよ。バッシングですよ、それで職員が何じゃかんじゃと言われてもたまらんでしょう、真面目に皆さん一生懸命働いているんだからね、やっぱり職員の給料は保障すべきですよ。保障するためにありとあらゆる努力をするというのが市長であり市議会議員でないといかんと思うんですけど、あなたは、これによってこれだけね、地方交付税は1億300万円減らされるけれどもね、給料削減によって約五千何百万円減るんですけどね、そのことによって、高田の経済に及ぼす影響をどう考えるのか、市長の見解を求めます。これで私の質問を終わりますので。

○議長（河野正春君） 市長、永松博文君。

○市長（永松博文君） この働きかけにつきましては、私は市長会でみんなと話し合いをやって、これからもそうやっていきたい。その市長会の中で、大石議員のように中心になってやるかやらないか、やることもありますし、いろんなものは皆さんでこの

減額については、各市町村長は全部反対なんです。だから、そういう話は全部みんなです。その中で、代表としては、やはり大分県の代表は大分県の市長会の会長、そして、また、そういうことの中であげていくというのが、これは私は組織として当たり前だと思えます。そういうようなもので、みんなです。そういう話をするという。だから大石議員のそういうものについては、やはり大石議員が中心になってやっているのしょうけれども、私はみんなと一緒にあって、言えるべきことは言う。そして、やっていくというのが一つであります。

それから、高田市の経済に影響があるかないか、これはやはりあると思うんです。ないはずがありません。だからむちゃくちゃな話だという、復興に持っていけという、だから、これについては、やはり抗議をするべきだと思っております。

それから、もう一つ、今、こういう問題の中で、他県についてはほとんどがやりよるといって、大分県の場合、大分県もやっているんです。他県においても結構やっているわけです。そこら辺のものの中で、どうなるかということですので、これについては、私どもも先ほど申しましたように、多分、各市町村、これをやるだろうと私は思っています。今それだけ市町村に損害をかけて知らんぷりができるかと、なかなかできないんじゃないか。ただ、そこ辺のものの中で、各市町村がどういう決断をするか、多分、各市町村とも組合交渉をしたり、いろんなものをやっていることは事実だろうと思えます。そういうものの中で、全くやらんという市町村は多分ないんじゃないかと思えますけれども、それはわかりません。この市町村長の度量の問題でありますので、そういうことで影響はあるということと、私は、やはり組織は組織としてちゃんとその中で言っていく、その中で自分の意見を言い、そして、できるだけやはり自分たちの方向性を持って、これの場合は、各市町村長全部同じ方向ですんで、その中で、私は市長会長を中心にしながらやっていくと言っているわけで、それが悪いというんなら仕方ありません。私のやり方としちゃそういうことでありますんで、私の答弁は以上にします。

○議長（河野正春君） ほかに質疑はありますか。

12番、駕海政幸君。

○12番（駕海政幸君） 反対討論ですか、これがあれば賛成討論もせねばならないという基本的な対応はあろうかと思うんですが、私は、今、大石議員と

市長のやりとりというか質疑をじっと思い浮かべてみますと、市長も断腸の思い、そして苦渋の選択をして、そして労組との話し合いを持った。これは、もう基本的に法治国家であり、これが一番基本になろうと思うんです。それは大石議員の言うことも一理あるかもしれませんが、やはり労組との話し合い、それと、また、市長、副市長、教育長の苦渋の選択、あるいは断腸の思いでもって交渉した経過があるということを知ったわけなんで、数十時間、これをやっぱり私達も謙虚に評価しながら、そして、また、職員に対しては、……は法治国家であり、必然的にはそうならざるを得んような今社会情勢であるということから、仕事は仕事なりにやはり前より以上に全力投球でやってもらいたいと、これが市長、副市長、教育長のやはり3本の矢ですか、これが基本だと思うので、私は、給料そのものはそりゃ云々いろいろあったかもしれませんが、基本的に労使交渉して、結果が出た以上はですね、何ぼ大石議員が言ったって、それは覆しはできるわけがないと思うんです、市長。だから、そういうように、今後、支障のないように、あるいは、また、ペナルティーの問題があると思うんですが、私は、ずっとあとからしたところのほうにペナルティーがかかってくる懸念がありやせんかと思うので、その辺ひとつ十二分に考えながら対応していただきたいと、こういうふうに要望しておきます。

議長、以上です。

○議長（河野正春君） 要望だけですね。

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野正春君） これにて、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

20番、大石忠昭君。

○20番（大石忠昭君） 日本共産党の大石忠昭でございます。

私は、第56号議案に反対討論をいたします。

先ほどの議論で、基本的なことは皆さんご理解できたと思いますが、市長の説明にあったように、もう大分県市長会、九州市長会、全国市長会、もっと言うならば、地方6団体あげて、国の今回のやり方はおかしいということで抗議までやってきました。労使の交渉の結果も聞きましたけれども、特徴的な意見として、一番に出たのが、国のやり方がおかし

いということと、もう一つは、職員の給料が下げられたら、もう生活が大変だという声が紹介されました。そのとおりだと思うんです。

よって、市長が苦渋の選択をしたと、提案理由説明以外に何々というけど、提案説明以外なんちゅう言葉はないんやね。提案理由説明の中で、原稿にないことを皆さんにご披露したということだと思うんですけどね、そのご披露が、何か市長が特別に市民のためにいいことをしたかのように聞こえるね、市民に損害を与えないからやったんだ。だから議員理解してくれと、こうなるとるわけよ。職員に特別にお願いしたということでしょう、それが本当にいいことなんでしょうかと、私はそうじゃないと思うんです。本当に労働組合挙げて国がおかしいと、地方6団体挙げて国のやり方がおかしいというんならば、その国に向かってね、やはり最後まで、そんなことを改めよと、ペナルティーかけるちゃ何事かと、地方交付税をその分、減らすちゃ何事かという闘いをね、もっともっとさらに大きく広げていくことのほうが大事じゃないかと思うのです。だから、私が、永松市長がそういう政治力を発揮したんだろうかと聞いたけれども、特別にしてないということはわかりました。それが私が悪いんかなんかという、私はそりゃ悪いとかは言ってないですよ。悪いという言葉は一切使ってないので、どうなんですかと聞いたわけよ。じゃけん何か弁明ばっかりして、もうその程度かなというふうには思いましたけどね、この問題はね、私はここでやっぱりこの条例を認めるべきじゃなくてですね、もっと市長も議会も一体となってですね、国に向けて、この問題、やっぱり問題にしていくべきですよ。大分県から選出されている国会議員にも要請してですね、これ撤回しよという闘いのほうが、もっと前面に出すべきだと思います。労働組合も全国挙げて闘うべきだと私は思います。

よって、今回の問題は、地方交付税が1億300万円削減、前倒しでやるようなことを国が決めて、それを強制するようなやり方、自民党・公明党政権そのものが一番問題なんですけどね、それに反対してきておったけれども、大分県では、市長の中では永松市長が一番先に屈服したんですよ。その屈服の仕方も市長の見解で、このことが市民のためだということで屈服したんですよ。そうならんのだったら早く切り上げりゃいいんだと、3月末までじゃなくて、早くまた給料を元に戻しやいいんだというようなこ

とでしょう。これは私はほかの市長についても村長についてもね、失礼なことだと思いますよね。歩調を合わせて闘うべきだと思うんですよ。だから、よって、このことは、ただ職員の給料が5,552万円削られるだけではなくて、これは生活に及ぼしますけれども、市長も先ほど認めたように、高田の経済に与える影響も物すごく大きいのでね、これは認めるべきじゃないと思います。むしろ国に向かって市長も議会も一体となって改革を求めていくと。そして大きな実績をつくったほうが、市民について立派な市長であった議会であったということの結果になるんじゃないかと思いますのでね、特にこの議員の中では、労働組合の推薦を受けて当選されて議員になられた方もおります。私を含めて大勢の議員の皆さんが、職員の皆さんから温かいご支援、ご協力をいただいてね、議員になったものと推察されます。

よって、このことだけは私に賛同していただいて、この第56号議案については反対をしていただきますよう、切にお願いいたしますして討論を終わります。

以上であります。

○議長(河野正春君) ほかに討論はありませんか。

2番、近藤紀男君。

○2番(近藤紀男君) 2番議席の近藤紀男でございます。

私は、第56号議案に対しまして賛成討論をいたします。

後ほど、地方財政の充実、地方自治の主体性を求める意見書の提案理由の説明をさせていただきますが、今回の有無を言わさぬ国の一方的な地方公務員の給与削減は、地方自治の根本を揺るがすものであり、断じて容認できるものではないという思いに変わりはありません。しかしながら、先週6月19日の未明に合意となりました、県当局と県公務員労組との交渉の経緯を見ましても、先ほど来、言われておりますように、双方、断腸の思い、苦渋の選択であったというふうに思っております。先ほど、提案理由の説明で、市長も触れられておりましたが、地方交付税などは、本市におきましても命綱であるだけに、同様の合意であったということは言うまでもないと思っております。

本来であれば反対を行うべきところではございますが、労使の合意がしっかりとなされておりますので、賛成をするものであります。

職員労組と市当局のこの間のご努力に敬意を表し、一日も早く給与削減が終わることを切望し、討論を

終わります。

議員各位のご協賛を賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長(河野正春君) ほかに討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(河野正春君) これにて討論を終結いたします。

これより、第56号議案を起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(河野正春君) 起立多数であります。

よって、第56号議案については、原案のとおり可決されました。

○議長(河野正春君) 日程第8、意見書案第1号から意見書案第3号までを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

2番、近藤紀男君。

○2番(近藤紀男君) それでは、意見書案第1号、少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1の復元を求める意見書について、提案理由の説明を申し上げます。

文部科学省は、昨年9月、2017年度までの5年間で、1学級の上限を35人とすることを、全学年に広げる方向を打ち出していました。

全国的に小学校1、2年生の35人以下学級も実現しており、このまま進められるのかと思われましたが、行政は逆戻りし、2013年度の35人以下学級は予算措置されませんでした。

日本は、OECD諸国に比べ、1学級当たりの児童・生徒数や、教員一人当たりの児童・生徒数が多くなっています。一人一人の子供に丁寧な対応を行うためには、一クラスの学級規模を引き下げる必要があります。さらに新しい学習指導要領が本格的に始まり、授業時数や指導内容が増加しています。日本語指導などを必要とする子供たちや、障がいのある子供たちへの対応等も課題となっています。いじめ、不登校、生徒指導の課題も深刻化しています。こうしたことの解決に向けて計画的な定数改善が必要です。また、子供たちが全国どこに住んでいても、機会均等に一定水準の教育を受けられることは、社会にとって極めて重要なことであります。

教育予算について、GDPに占める教育費の割合は、OECD加盟国の中で日本は最下位となってい

ます。また、三位一体改革により義務教育費国庫負担制度の負担割合は、2分の1から3分の1に引き下げられ、自治体財政を圧迫するとともに、臨時教職員の増大などに見られますように教育条件格差も生じています。将来を担い社会の基盤づくりにつながる子供たちへの教育は、極めて重要であります。子供や若者の学びを切れ目なく支援し、人材の育成、創出から雇用、就業の拡大につなげる必要があります。

つきましては、2014年度政府予算編成において、下記の2つの事項が実現されるよう国の関係機関へ要望したいので、地方自治法第99条の規定に基づく意見書として提出していただきますよう、お願いするものでございます。

議員各位のご協賛を賜りますよう、お願い申し上げます。

続きまして、意見書案第2号、地方財政の充実強化と地方自治体の主体性の保障を求める意見書について、提案理由の説明を申し上げます。

地方財政は、ここ数年、各自治体におけるさまざまな創意工夫と努力によって、マクロベースでは黒字基調を保っているものの、巨額の累積債務の存在など、引き続き、厳しい状況にあることは変わりません。

東日本大震災において顕著となったように、今、自治体には、文字どおりのセーフティネットとして、住民に安心・安全な公共サービスを安定的に供給できる力を常備しておくことが問われています。しかし政府は、平成25年度予算編成に当たり、地方交付税を削減し、その削減分を防災・減災事業に当てる方針を打ち出しました。

地方交付税は団体間の財源の不均衡を調整し、全ての地方団体が一定の水準を維持し得るよう財源を保障する見地から、国税として国がかかわって徴収し、一定の合理的な基準によって再配分するものであります。そして、地方交付税法では、国は交付税の交付に当たっては、地方自治の本旨を尊重し、条件をつけ、または、その用途を制限してはならないと定められています。

今回の国の対応は、国民の同意を得やすい職員賃金の削減から始まり、やがては国民生活のセーフティネットを脅かす部門まで、地方自治体の裁量を認めない状況ともなりかねません。こうした状況を踏まえ、公共サービスに必要な財源確保のため、国の関係機関へ要望したいので、地方自治法第99条の規定

に基づき、意見書として提出していただきますようお願いするものでございます。

議員各位のご協賛を賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（河野正春君） 5番、山田秀夫君。

○5番（山田秀夫君） それでは、意見書案第3号、保険でよりよい歯科医療の実現を求める意見書について、提案理由のご説明を申し上げます。

歯や口腔を健康な状態に保ち、咀嚼や口腔機能を維持、回復することは、全身の健康や療養、介護のQOL、生活の質の向上に大きな役割を果たすことが、8020運動等によって明らかになり、医療費の抑制にもつながることが、さまざまな調査研究で実証されています。しかし、法的医療機関の窓口での自己負担割合が高いことに加え、歯科医療は、医療技術の進歩に伴う新しい治療行為の多くが、保険給付の対象とされていないことから、患者の医療費負担が大きい歯科医療が受けにくい状況になっています。歯科医療技術の進歩や保険医療における歯科の位置づけの重要性を踏まえ、診療報酬の面からも、適正な技術評価を行うことが求められています。同時に、歯科医師だけでなく法的歯科医療を支える歯科技工士や、専門的口腔ケアの主要な担い手である歯科衛生士を支える適正な評価もさらに高める必要があります。医療費の窓口負担の割合の軽減と歯科の保険給付範囲の拡大は、患者、国民の強い願いであります。

よって、患者の窓口負担割合を軽減するとともに、歯科診療報酬を改善し、患者、国民が安心して良質かつ適切な歯科医療を受けられる措置を講じるよう、国の関係機関へ要望したいので、地方自治法第99条の規定に基づく意見書として提出していただきますよう、お願い申し上げます。

議員各位のご協賛を賜りますよう、お願い申し上げます。

以上であります。

○議長（河野正春君） お諮りいたします。

本案については、委員会の付託を省略したいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野正春君） ご異議なしと認めます。

よって、意見書案第1号から意見書案第3号までについては、委員会の付託を省略することに決しました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(河野正春君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(河野正春君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより意見書案第1号から意見書案第3号までを一括して採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(河野正春君) ご異議なしと認めます。

よって、意見書案第1号から意見書案第3号までについては、原案のとおり可決されました。

○議長(河野正春君) 日程第9、選挙管理委員の選挙を行います。

選挙すべき委員の数は4名であります。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選で行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(河野正春君) ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決しました。

お諮りいたします。

指名の方法は、議長が指名することにいたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(河野正春君) ご異議なしと認めます。

よって、指名の方法は、議長が指名することに決しました。

選挙管理委員に、阿部節男君、清末武司君、山田敏美君、木藤信一君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名いたしました、阿部節男君、清末武司君、山田敏美君、木藤信一君を選挙管理委員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(河野正春君) ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました諸君が、選挙管理委員に当選されました。

○議長(河野正春君) 日程第10、選挙管理委員補充員の選挙を行います。

選挙すべき補充員の数は4名であります。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選で行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(河野正春君) ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決しました。

お諮りいたします。

指名の方法は、議長が補充の順序により指名することにいたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(河野正春君) ご異議なしと認めます。

よって、指名の方法は、議長が補充の順序により指名することに決しました。

選挙管理委員補充員に、補充の順位で、第1順位、安藤信行君、第2順位、實常重信君、第3順位、松樹秀芳君、第4順位、渡邊義勝君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名いたしました、第1順位、安藤信行君、第2順位、實常重信君、第3順位、松樹秀芳君、第4順位、渡邊義勝君を選挙管理委員補充員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(河野正春君) ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました諸君が、順序のとおり選挙管理委員補充員に当選されました。

○議長(河野正春君) 日程第11、議会活性化特別委員会の設置及び委員選任についてを議題といたします。

お諮りいたします。

この際、「議会の活性化に関する調査・検討」については、7人の委員をもって構成する議会活性化特別委員会を設置し、これに付託の上、調査終了まで閉会中の継続審査といたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(河野正春君) ご異議なしと認めます。

よって、「議会の活性化に関する調査・検討」については、7人の委員をもって構成する議会活性化特別委員会を設置し、これに付託の上、調査終了まで

6月27日

閉会中の継続審査とすることに決しました。

ただいま設置いたしました議会活性化特別委員会の委員選任については、委員会条例第7条の規定により、議長が会議に諮って指名することになっております。

指名の方法は、先例により正副議長及び正副議会運営委員長で協議し、議長が指名することにいたします。

協議のため、しばらく休憩いたします。

午後2時23分 休憩

午後2時33分 再開

○議長（河野正春君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議会活性化特別委員会委員を指名しますので、事務局長に発表させます。

事務局長、清水栄二君。

○事務局長（清水栄二君） それでは、議会活性化特別委員会委員を発表します。

1番、土谷信也議員、3番、成重博文議員、5番、山田秀夫議員、8番、河野徳久議員、10番、土谷力議員、15番、川原直記議員、20番、大石忠昭議員。

以上であります。

○議長（河野正春君） お諮りいたします。

ただいまの諸君を議会活性化特別委員会委員に指名することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野正春君） ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました諸君を、議会活性化特別委員会委員に選任することに決しました。

議会活性化特別委員会委員の方々には、休憩中に議会活性化特別委員会を開いて正副委員長の互選を行い、その結果を報告願います。

会場については、委員会室にてお願いいたします。

しばらく休憩いたします。

午後2時35分 休憩

午後2時44分 再開

○議長（河野正春君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議会活性化特別委員会の正副委員長の互選の結果について報告がありましたので、発表いたします。

委員長に、15番、川原直記君、副委員長に、10番、土谷力君、以上のおりであります。

○議長（河野正春君） 以上で、本定例会に付議されました案件の審議は全部終了いたしました。

これもちまして、平成25年第2回豊後高田市議

会定例会を閉会いたします。

午後2時45分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

豊後高田市議会議長 河野正春

豊後高田市議会議員 中山田健晴

〃 明石光子